

滋賀県における建設工事従事者の安全および健康 の確保に関する計画

滋 賀 県

平成 31 年(2019 年) 3 月
(令和 7 年(2025 年) 3 月改定)

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第 1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題	・ ・ ・ ・ ・	P 4
1. 建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に必要な環境整備		
2. 一人親方等への対応の必要性		
3. 建設工事従事者の高齢化・担い手不足		
第 2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針	・ P 6	
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定		
2. 設計、施工等の各段階における措置		
3. 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上		
4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上		
第 3 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策	・ ・ ・ ・ ・	P 8
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等		
(1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等		
(2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定		
2. 責任体制の明確化		
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施		
(1) 建設業者間の連携の促進		
(2) 一人親方等の安全および健康の確保		
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底		
4. 建設工事の現場の安全性の点検等		
(1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進		
(2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進		
(3) 建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮し		

た工法や資機材等の開発・普及の推進

(4) 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

(2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な
取組の促進

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険の加入の徹底

(2) 「建設キャリアアップシステム」の活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

(4) 積極的な魅力発信による担い手確保

8. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

(3) 化学物質対策

(4) 新興・再興感染症への対応

9. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

(3) 高年齢労働者の安全および健康の確保

第4 滋賀県の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16

第5 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に
推進するために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・P18

1. 県計画の推進体制

2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

現状分析資料・・・・・・・・・・・・・・・・P19

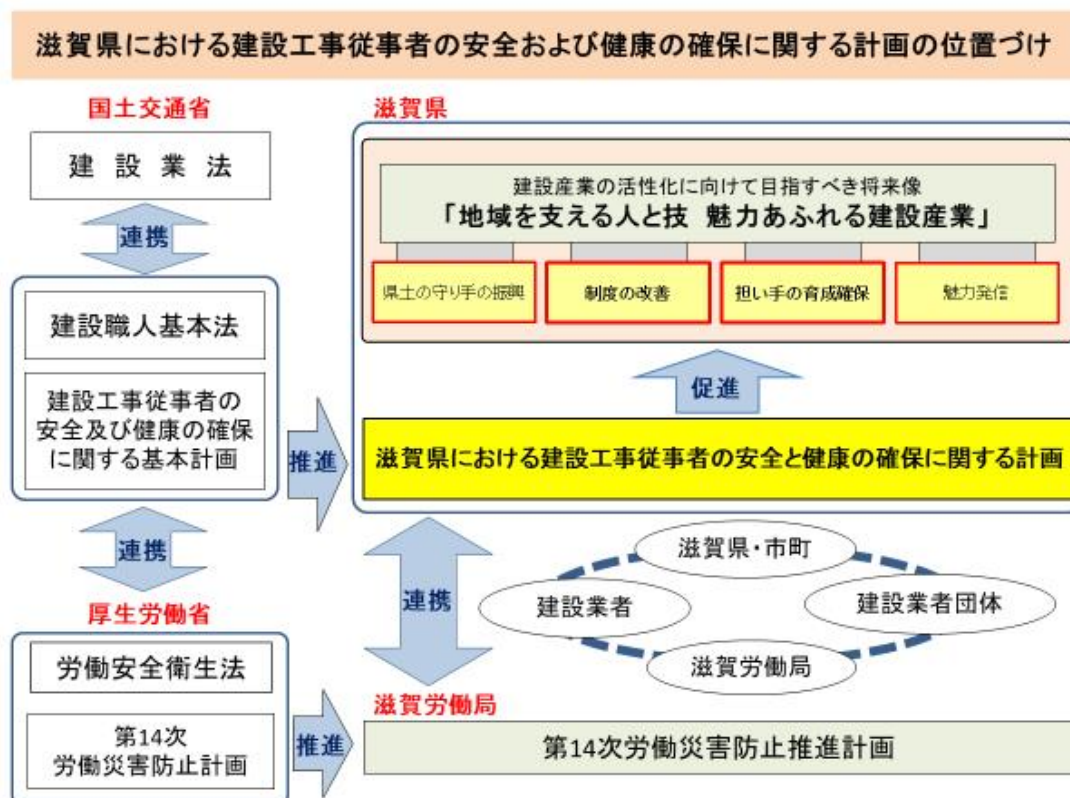
はじめに

建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成 29 年 3 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号、以下「建設職人基本法」という。）」が施行された。

本計画は、同法第 9 条に基づく都道府県計画として、平成 31 年 3 月に建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示すために定めたものであるが、気候変動の影響など周辺環境の変化、第三次・担い手 3 法¹、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を踏まえた働き方改革・処遇改善等の促進、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（以下「インフラ分野の D X」という。）への期待など、策定後の状況変化や国の基本計画の改定等を踏まえ改定する。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令や、滋賀労働局の「労働災害防止推進計画」との連携を図るとともに、SDGs の視点を活用しながら施策を推進し、本県の建設産業の活性化を促進するものとする。

- ¹「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 54 号）」



第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にある。しかしながら、ここ数年は増減を繰り返しており、依然として死亡事故も発生している。

過去10年間の年代別死傷災害発生状況をみると、約3分の1が高年齢労働者によるものである。一方で、経験年数の少ない若年労働者の災害発生率も高い。

また、昨今の災害発生傾向をみると、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害が多く、事故全体の約3分の1を占めていることから、これらの災害への対策を強化する必要がある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

こうした状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性ある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全および健康の確保を推進するためには、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法および同法に基づく関係政省令（以下「労働安全衛生関係法令」という。）に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による自主的な取組を促進していくことが重要である。その前提として、請負契約における適正な請負代金や工期の設定、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらには、気候変動の影響や石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等の新たな状況変化への対応等が必要となるとともに、更なる活躍が期待される女性、増加する外国人労働者や高年齢労働者等の人材の多様化を踏まえた取組が求められている。

また、i-Construction²やインフラ分野のDXは、危険を伴う作業等の減少や建設工事の現場の環境改善に寄与することが期待され、労働災害防止の観点からもこれらの取組の推進が求められている。

²調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスでICTを活用すること等により、大幅に生産性を向上させる取組

2. 一人親方等への対応の必要性

県内建設業就業者の約4分の1を、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）が占めている。

一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、令和5年には全国で80人の一人親方等が労働

者以外の業務中の死亡者として把握されており、全体の約3割を占めている。

こうした業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全および健康の確保について、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

本県における建設業就業者の高齢化は、全産業と比較しても進行している。

建設業就業者数の年齢別構成を見ると、60歳以上が全体の4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

一方で、これからの建設業を支える30歳未満の割合は全体の10%程度となっていることから、第三次・担い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革の推進、処遇の改善、技能・技術の振興を含めた地位の向上等を図ることにより、建設業を魅力的な仕事とし、女性や若者、外国人労働者等の入職を促進し、建設工事従事者の担い手の確保と次世代への技術の継承を進めていくことが急務である。

第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、安全な施工が確保されず、また、適正な休日の確保が困難になる等、建設工事従事者の健康が保たれなくなり、その結果、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全および健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人および下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人および下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、完全週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。

特に、年度末にかかる工事の工期を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要であるほか、令和6年4月から、労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されていることから、働き方改革を踏まえた適切な工期設定の推進が重要である。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮や災害復旧等の工事特性から、建設工事の現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全および健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生関係法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全および健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

さらに、設計、施工等の各段階において、i-Construction やインフラ分野のDXを効果的に推進することが有用である。

3. 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

元請負人や下請負人の安全および健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

実際に、令和5年度に滋賀労働局が行った建設現場への一斉監督では、7割を超える事業場で労働安全衛生法等の違反が認められたと報告されている。

このことから、建設業者等や建設工事従事者に対して、建設工事従事者の法令遵守や安全および健康に関する意識を高める教育の実施、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等や建設工事従事者が安全および健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことによって、墜落・転落災害をはじめとした労働災害の撲滅に繋げることが必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全および健康の確保ならびに職場環境改善に係る取組を促進していくことも重要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

建設工事従事者の安全および健康の確保については、労働安全衛生関係法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した自主的な取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、健康保険、厚生年金保険および雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等による働き方改革の推進、生産性の向上等の処遇の改善や、建設業のイメージアップに向けた取組等を通じて、一人親方等をはじめとする技能者・技術者の適正な評価に基づく地位の向上が図られること等が必要である。

また、女性や外国人労働者、高年齢労働者等の、人材の多様化に対応し、年齢や性別等に関わらず誰もが働きやすい環境、働きつづけられるための環境を整備することで、建設業を魅力的な仕事とし、担い手の確保を進めていくことが必要である。

第3 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全および健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

特に、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表および安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図るとともに、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。また、安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者、建設業者および県民の理解が進むよう戦略的に広報を実施する。

(2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、請負契約において、休日等の日数を確保する等、適切な工期が定められることが重要である。

第三次・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、完全週休二日の実現や更なる労働時間の削減に向け、適切な工期が設定されるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期が平準化されるよう、計画的な発注を実施する。

あわせて、工事施工の中で発生する諸問題に対し、発注者と受注者の双方が意思疎通を図り、迅速に対応することで適切な工程管理を行う。

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等について、関係団体と連携し、その促進を図る。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

建設業者間の連携を促進し、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生関係法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体と連携して制度の周知を図る。

(2) 一人親方等の安全および健康の確保

一人親方等の安全および健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、滋賀労働局と連携し、一人親方等が業務中に被災した災害の把握に努めるとともに、災害の特徴の分析結果について、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による、一人親方等の安全および健康への配慮を促進する。

さらに、一人親方等に対して、自らの健康を守るための健診の受診を促進するとともに、業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等について、関係団体と連携し、支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形態が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化および必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう、関係団体と連携し、周知・指導を徹底する。

また、一人親方の安全および健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生関係法令に基づく措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者および関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じた建設業者の活動に対する国の支援に協力するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの構築および運用を行う取組や、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロール等を行う者の能力向上や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

(2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進

建設工事従事者の安全および健康に配慮した建築物等の設計の普及・推進に向け、海外におけるBIM³（Building Information Modeling）の安全衛生対策の活用事例や、国が行う施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の調査結果等を活用し、建設工事従事者の安全および健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進する。

³ コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム

(3) 建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進

ICT建機やUAV（無人航空機）等を活用した建設機械施工の自動化・遠隔化など、建設現場のオートメーション化に向けたi-Constructionに取り組み、生産性の向上や安全な工法等の研究開発および普及を推進するとともに、ICT建機等の導入に活用でき

る国の補助金等の活用を促進する。

また、国が策定した各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できるNE T I S⁴を活用した「公共工事等における新技術活用システム」による、新技術の効果的な活用を促進する。

⁴新技術情報提供システム「New Technology Information System」の略で、国土交通省が運用している新技術にかかる情報の共有および提供するためのデータベース

(4) 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

地震・台風・豪雨・豪雪等による自然災害や大規模事故災害、原子力災害などが発生した場合の、被災地域の復旧工事等における土砂崩壊等の二次被害による労働災害防止対策や、がれき処理・解体作業における安全確保の徹底を図る。

5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生関係法令で定められた教育の実施について、指導を徹底する。

また、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する。特に、30歳未満の若年労働者の労働災害発生率が高いことから、若年労働者の事故分析を行い、新規入職者や未熟練労働者の安全教育・研修の強化を促進する。

(2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業における若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者等や建設工事従事者が安全および健康に関して高い意識を持ち、建設工事現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。

このため、安全衛生活動を含め、優良な工事を実施した建設業者を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

また、各建設工事の現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が

利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）は、これまで幾度となく改正され、危害防止基準や墜落防止措置の強化が図られているが、建設工事の現場における墜落・転落災害の多くは、規則で義務付けられている措置が実施されていないことや、建設工事従事者の不安全行動により発生している。このため、墜落・転落災害の撲滅に向けて、リスクアセスメントおよびその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生規則に基づく措置のさらなる遵守徹底、特に、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等および作業開始前の点検の徹底等を図る。さらに、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図る必要がある。

加えて、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化のほか、足場の組立・解体中の墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けて、災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえた国の調査・検討結果も活用し、関係団体と連携して、墜落・転落災害防止対策の一層の促進を図る。

7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

（１）社会保険の加入の徹底

社会保険の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、国が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇している。

一方で、未だ未加入の建設業者や建設工事従事者も存在し、社会保険の加入に必要な法定福利費について、十分な確保ができていないとの声もあるため、引き続き、建設業許可更新時の社会保険の加入の確認および指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保等、実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要性や労働関係法令が適用されることについて、関係団体と連携して、周知・指導を徹底する。

(2) 「建設キャリアアップシステム」の活用推進

建設キャリアアップシステムは、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することによって、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる職場環境づくりに資するものである。引き続き、官民一体となって、システムの活用を推進する。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことが建設業における若者の入職に当たっての障害・離職の大きな理由となっている。

このため、第三次・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について、完全週休二日の推進等による休日確保した適切な工期設定、計画的な発注による施工時期の平準化、総労働時間の短縮や適切な賃金水準の確保等を進めることで建設業における働き方改革を進める。

また、過度なストレスやメンタルヘルス不調の背景には、職場における人間関係やハラスメント、長時間労働等の様々な要因がある。心身の健康を確保するには、職場環境の改善を図ることが重要であり、関係団体と連携してメンタルヘルス対策等の徹底を図るとともに、働きやすい職場づくりを推進する。特に、ハラスメントについては、被害者だけでなく加害者を生み出さない取組も重要となることから、正しい知識の普及啓発に努める。

さらに、滋賀労働局が実施している教育訓練や事業主、事業主団体等に対する支援策に協力する。

(4) 積極的な魅力発信による担い手確保

建設業界の担い手不足が深刻化する中、建設業の働き方改革等を通じた建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上を図ることに加えて、その成果や建設産業全体の魅力を積極的に発信することにより、担い手確保を図ることが重要である。

このため、建設産業が担う社会的役割やものづくりの楽しさといった魅力等を、児童・生徒・学生等の若い世代を中心に、幅広い世代や社会に向けて発信することにより、更なる社会的認知度の向上を図るとともに、若年者や女性の入職意欲の向上に努める。

8. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、公共工事においては猛暑日を考慮して工期を設定するなど、引き続き熱中症予防のための配慮を行うとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策について、滋賀労働局と連携し、その周知・指導を行う。

（２） 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、周辺住民はもとより、労働者の石綿による健康障害を防止するため、滋賀労働局と連携し、費用や工期等の面での発注者の配慮を求めつつ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨のほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。

（３） 化学物質対策

建設工事現場においては、リスクアセスメント対象となる化学物質が多く使用されることから、労働安全衛生関係法令が改正され、令和６年４月から全面施行されたことを踏まえ、労働者の化学物質による健康障害を防止するため、滋賀労働局と連携し、「建設業における化学物質取扱い作業別リスク管理マニュアル」に基づく対策の徹底等を図る。

（４） 新興・再興感染症への対応

新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する政府方針等を踏まえ、適切に対応する。

９． 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

（１） 女性の活躍促進

建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とするため、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする「働きつづけられるための環境整備」等の取組を官民一体となって推進する。

（２） 増加する外国人労働者の労働災害への対応

外国人技能実習生、特定技能外国人等、新たな担い手となっている外国人労働者の労働災害が全国的に増加していることに鑑み、言葉の壁やコミュニケーション不足に起因する労働災害の防止も含め、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や、外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の開発について、関係団体と連携し促進する。

（３） 高年齢労働者の安全および健康の確保

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組を進める。

第4 滋賀県の主な取組

経費の適切かつ明確な積算

- ・立入検査等を通じた、安全衛生経費の適切な積算に関する周知・指導徹底
- ・低入札価格調査制度等の運用によるダンピング受注の防止
- ・工事の積算に熱中症対策に資する現場管理費の補正を適用（R 1～）

週休二日の実現

- ・滋賀県発注の公共工事（災害復旧、単価契約、一部の工種を除く）を週休2日工事として、費用を計上のうえ発注（R 6～）。特に、土木工事、下水道事業および森林土木工事においては、毎週土日を休みとする「完全週休2日」として発注
- ・土日に加え、祝日にも現場閉所を行ったことを評価する「週休2日+αチャレンジモデル工事」の実施（R 6～）【土木工事】
- ・発注者協議会を通じた市町発注工事における取組への働きかけ
- ・建設業協会主催の「目指せ！建設現場土日閉所」運動への後援（R 6～）

適切な工期設定

- ・建設資材、労働者確保等の準備を行う期間を、余裕期間として付加する余裕期間制度の実施（R 2～）
- ・工事不稼働日に猛暑日を考慮した工期設定の適用（R 5～）
- ・債務負担行為を活用した施工時期の平準化

インフラ分野のDXの推進

- ・作成・提出不要な書類を明確化した土木工事関係書類作成マニュアルの策定（R 5）
- ・オンラインで工事関係書類のやり取りを行う工事管理情報システムの利用や電子検査の推進
- ・遠隔臨場の積極的な活用
- ・ICT活用推進のための措置（経費の計上など）や施策を示したICT活用実施方針、同要領の策定
- ・総合評価方式における、ICT活用工事の取組の評価。評価対象となる工種の順次拡大

墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・立入検査等の機会を活用した、墜落制止用器具の使用徹底等の労働安全衛生規則に基づく措置に関する周知・指導徹底

社会保険の加入徹底

- ・令和元年10月以降に入札公告を行う全ての工事で、全ての下請負人を社会保険加入者に限定する未加入業者排除対策の実施

建設キャリアアップシステムの活用

- ・総合評価方式における、システムの利用の評価（R 2～）

担い手の確保

- ・産官が連携した「滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会」を組織し、親子を対象とした「滋賀けんせつみらいフェスタ」の開催や出前授業・現場見学会の実施
- ・YouTubeチャンネル「いなずまどぼっく」による魅力発信

若手・女性の活躍推進

- ・優秀な工事実績を有する若手・女性技術者の表彰の実施
- ・総合評価方式における、若手・女性技術者の現場配置の評価
- ・建設産業に従事する女性の活躍を紹介する動画の作成
- ・有資格者名簿に反映する総合点数の算出において、次世代育成支援対策や女性活躍推進に向けた取組を評価

熱中症対策

- ・工事の積算に熱中症対策に資する現場管理費の補正を適用（R 1～）※再掲
- ・工事不稼働日に猛暑日を考慮した工期設定の適用（R 5～）※再掲
- ・「熱中症特別警戒アラート」発令時に建設業界団体へアラートの発令を周知（R 6～）

第5 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 県計画の推進体制

建設工事従事者の安全および健康の確保を推進するため、公共工事の主要な発注機関、施工者ならびに労働基準行政で構成される「滋賀県建設工事関係者連絡会議」等を通じ連携を図りつつ、労働災害防止のための連絡・調整を行うとともに、併せて安全衛生研修、合同パトロールの実施等を行う。

また、建設工事の現場で働く建設工事従事者の意見も尊重しながら、建設業に関わる産学官関係者で構成される「滋賀県建設産業活性化推進懇話会」等を活用した関係者間の対話・連携の強化により、この計画の推進を図る。

2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この計画に定める施策について、随時、見直しを図り、検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

現状分析資料

